

1

どなたの証明が必要ですか

住所

旭川市

氏名

フリガナ

ほかに世帯一部の
ものが必要なときは
その方の氏名

フリガナ

※改製原住民票・除票を請求される場合は、旭川市に住民登録していた当時の住所をご記入ください。

明・大・昭・平・令 年 月 日生

2

何が必要ですか（350円/通）

住民票

世帯全員

通

世帯一部

通

令和6年1月1日以降の内容が記載されます。

改製原住民票

通

令和5年12月31日以前の内容が記載されます。

除票

通

(旭川市外への転出・死亡等により除票になった方はこちら)
※令和6年1月1日以降に除票になった方で、令和5年12月31日以前の旭川市内での転居の経過の記載が必要な場合、改製原住民票も必要になることがあります。

記載事項証明

通

不在住証明

通

表記方法の選択

表示人数

証明書の記載内容

☐ 連記式

1枚につき
最大4人表示

氏名、生年月日、
住所（現住所及び旭川市に転入する前の住所）

☐ 個人式

1枚につき
1人ずつ表示

氏名、生年月日、世帯変更の経過
住所（旭川市内での転居の経過※）、など

> 住民票（個人式）・改製原住民票・除票のとき記入

個人式における旭川市内での転居の経過は基本的には記載が省略されており、特に証明が必要な住所がある場合のみ記載されます。必要な住所がある場合はご記入ください。
(記入した住所以降の経過が記載されます。)

記載事項証明の留意事項

提出先からの指定の様式があれば添付してください。ない場合は本市の様式で作成するため、「3 記載内容・使用目的等」の該当箇所にチェックを付けてください。なお、氏名(旧氏)、生年月日、現住所、住民となった年月日、住所を定めた年月日、届出日、転入前住所は必ず記載されます。

3

記載内容・使用目的等（住民票・改製原住民票・除票・記載事項証明の場合）

記載事項のチェック

日本人の方（本籍地、世帯主）
☐ 全部記載 ☐ 本籍地・筆頭者 ☐ 世帯主・続柄 ☐ 全部記載しない

外国人の方（特有事項、通称の履歴、続柄）
☐ 全部記載 ☐ 特有事項 ☐ 通称の履歴 ☐ 続柄

個人番号（マイナンバー）・住民票コード（亡くなられた方の除票には記載することができません。）
☐ 個人番号 ☐ 住民票コード

※提出先及び使用目的を必ず記入してください。

使用目的等

提出先名称： 使用目的：

※亡くなられた方の除票を請求する場合 → 亡くなられた日： 年 月 日

備考

※その他特に必要な記載内容がある場合は具体的にご記入ください。

4

請求者

住所
(住民登録地)

〒 -

氏名

フリガナ

大・昭・平・令

生年月日

年 月 日

※法人、弁護士等の請求の場合は代表者印・職印を押印してください。

電話番号
(携帯電話可)

※日中に連絡のとれるもの

証明書に記載されている方から見てあなたは
☐ 本人または同一世帯員
☐ その他（関係： ）

↓証明書の送付先が、住民登録している住所と異なる場合は、以下も記入してください。

送付先住所

〒 -

送付先が異なる理由

5

郵送での請求先・問い合わせ先（旭川市に住民登録がある方）

※請求先は住民登録のある市区町村です。

請求書
(この用紙)

+

請求者の
本人確認書類

マイナンバーカード(顔写真)
運転免許証、保険証などの写し(現住所がわかるもの)

+

定額小為替
(又は普通為替)

郵便局で購入したもの
※指定受取人欄等の記入欄は記入せず(空欄のまま)送付してください。
※切手、印紙、証紙は不可

+

切手
返信用
封筒

請求者の宛先を記入し、切手を貼ったもの
※速達、簡易書留などを利用する場合、料金分の切手を貼ってください。

+

戸籍資料

亡くなられた方の除票を請求する場合、請求者と請求対象者の続柄がわかる戸籍の写し
※相続手続等に必要戸籍を請求する場合、被相続人(亡くなられた方)及び相続人の戸籍がある場合、その写しを全て添付してください。

+

委任状

※証明書に記載されている本人または同一世帯員以外(除票の場合は本人以外)の方が請求する場合に必要です。

<送付先・お問い合わせ先>

〒070-8525
北海道旭川市7条通9丁目48番地 旭川市役所市民課
電話：(0166)25-6204

【注意】偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。（住民基本台帳法第46条第2号）